

# 追加・変更のローカルルール

## 1. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。

プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合

(i) ジェネラルエリアの球：

そのプレーヤーは規則16. 1bに基づいて救済を受けることができる。

(ii) パッティンググリーン上の球：

そのプレーヤーは規則16. 1dに基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレングス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14. 3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。

## 2. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16. 1c(2), 17. 1d(2), 19. 2b, 19. 3b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

## 3. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G 9 規則

4. 1b(3) は次のように修正される：プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中断中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4. 1b(4)に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4. 1c( 1 ) の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰—規則 4. 1b 参照

## 追加の注意事項

1. プレー中、必ず着帽（ひさし付）すること。（クラブハウスの中では脱帽）
2. 指定練習場は打球練習場、練習グリーン、バンカー練習場を含む。  
指定練習場の使用は午前中のみとし、午後からの使用は禁止する。